

# 「低燃費タイヤ」等の用語の 規約上の留意点(第2版)



タイヤ公正取引協議会  
平成22年6月2日

※今後、内容の改訂・更新を行う場合がございます。その際は、  
公取協ホームページ<http://www.tftc.gr.jp>に随時アップ致します。

その1:

「低燃費タイヤ」に該当する商品・サイズは「低燃費タイヤ」と表示することが出来ます。

適正表示例:

①(カタログ、TVCMなど)

全サイズが「低燃費タイヤ」である商品は、「低燃費タイヤ  
〇〇〇〇(商品名) 新登場!」と表示することが出来ます。

②(チラシ広告など)

全サイズが「低燃費タイヤ」である商品は、「低燃費タイヤ  
〇〇〇〇(商品名) 販売中!」と表示することが出来ます。



その2:

「低燃費タイヤ」に該当しない商品・サイズは「低燃費タイヤ」と表示することが出来ません。

不適正表示例:

①一部サイズに「低燃費タイヤ非該当サイズ」がある商品に  
「○○○○(商品名) 低燃費タイヤ」と表示することは出来ません。

適正表示例:

② (カタログ、TVCMなど)

一部サイズに「低燃費タイヤ非該当サイズ」がある商品は、  
「○○○○(商品名) 新登場! ○○シリーズ~△△シリーズは低燃費タイヤです」と明りように表示して下さい。



### ③（カタログ、TVCMなど）

一部サイズに「低燃費タイヤ非該当サイズ」がある商品は、  
「〇〇〇〇（商品名） 低燃費シリーズ新登場 \* 〇〇シリーズ  
～△△シリーズが低燃費シリーズです。」と明りょうに表示  
して下さい。

### ④（カタログ、TVCMなど）

一部サイズに「低燃費タイヤ非該当サイズ」がある商品につ  
いて、「〇〇（メーカー名）のV1タイプは低燃費タイヤです  
\*「V1タイプ」に属するブランド名、サイズはカタログでご確認  
下さい」と表示することは問題ありません。



⑤(チラシ広告など)

一部サイズに「低燃費タイヤ非該当サイズ」がある商品は、

195/65R15  XX, XXX円/本

205/65R15 XX, XXX円/本

と明りょうに表示して下さい。

⑥(チラシ広告など)

一部サイズに「低燃費タイヤ非該当サイズ」がある商品について、「〇〇〇(商品名) 60サイズ中30サイズが低燃費タイヤ該当サイズです」と表示することは問題ありません。

⑦(店頭展示)

「低燃費タイヤコーナー」と題する展示コーナーを準備する場合は、同コーナーには、「低燃費タイヤ該当サイズ」だけを陳列するようにして下さい。



### その3:

「低燃費タイヤ」に該当しない商品・サイズに、「低燃費タイヤ」と誤認させる用語は使用できません。次の例示の通りです。

#### 不適正事例:

- ①省燃費タイヤ
- ②低燃費性能タイヤ
- ③低転がり抵抗タイヤ
- ④(燃費が)エコタイヤ

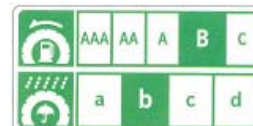
#### ただちには誤認させるとは言えない表示例:

- ①「JC08モード測定結果で従来品よりも燃費削減を実証。」
- ②「転がり抵抗の低減により従来品よりも燃費性能が向上。」
- ③「技術開発により従来品より低転がり抵抗を実現。」



その4:

「低燃費タイヤ」等のグレーディング(=AAA、a)



や統一マーク



と誤認させるアルファベットを利用した図表

等は使用出来ません。

不適正表示(図表等)例:

①「転がり抵抗aaaaa」など

②「WET制動AA」など

公取協会員は、公取協ホームページ(<http://www.tftc.gr.jp>)の「会員専用ページ」(ログインパスワードは毎号の「タイヤ公取協だより」背表紙ご参照)から低燃費タイヤ等のラベリングの画像データをダウンロードすることが出来ます。



その5:

「転がり抵抗」と「ウェットグリップ性能」のグレーディング(=AAA、aなど)はカタログ通りに表示して下さい。

適正表示例:(チラシ広告、店頭表示など)

「195/65R15

〇〇〇(商品名)



転がり抵抗 AAA ウェット性能 c」

△△△(商品名)



転がり抵抗 AA ウェット性能 c」

×××(商品名)



転がり抵抗 B ウェット性能 a」

以上のように「転がり抵抗」と「ウェットグリップ性能」は、カタログ記載されている通りに表示して下さい。また、両性能とも表示して下さい。(ラベリング制度は、転がり抵抗性能だけでなくウェットグリップ性能も確保されたタイヤです。したがって、片方だけの表示だと不適正となります。)





その6:

一つの商品で、サイズによってグレーディング   が複数種類あるが、チラシ広告等のスペースの都合上、一種類しか表示出来ない場合は、次のような表示をして下さい。

適正表示例: (チラシ広告、店頭表示など)

  と   の2種類のグレーディングがある場合は、

①そのグレードに属するサイズ数が多い方のグレーディングを表示して下さい。又は、②代表的なサイズのグレーディングを表示し、「195/65R15のグレーディングです。サイズにより等級が異なります」等と併記した上での表示は問題ありません。

なお、③グレーディングの低い方のみを表示することも問題ありません。

\* ①と③とも「サイズにより等級が異なります」等と併記して下さい。



その7:

「転がり抵抗性能」と「ウェットグリップ性能」のグレーディング(=AAA、aなど)は、サイズが異なる商品を比べて表示することは出来ません。また、比較するサイズは、特段の事情がない限り代表的なサイズで行って下さい。

不適正表示例: チラシ広告、店頭表示など

〇〇〇(商品名)	195/65R15	転がり抵抗 AAA	ウェット制動 c
△△△(商品名)	205/65R15	転がり抵抗 AA	ウェット制動 b
×××(商品名)	215/45R17	転がり抵抗 B	ウェット制動 a

\*「特段の事情」とは、店舗でのメイン客層が特定のサイズ層に偏っている場合や、車輛を特定している場合などです。



## その8:

製造事業者は、「低燃費タイヤ」を発売する際は、小売店店頭で消費者が正しく「低燃費タイヤ」の理解と、誤認を生じさせないための販売促進ツールを展開することが必要です。

### 対応例:

- ①「低燃費タイヤ」の定義を明りょうにした販売促進ツールを作成し、配布して下さい。
- ②一部サイズに「低燃費タイヤ非該当サイズ」がある商品に用いる販売促進ツールは、小売店が混同して利用しないよう表示には十分注意する。(例えば、タイヤセンターが一種類しかなく、「低燃費タイヤ」と大きく表示されている場合は、消費者が「低燃費タイヤ非該当サイズ」を「低燃費タイヤ」であると誤認するおそれが高い。)



## その9:

小売事業者は、「低燃費タイヤ」を販売する際は、チラシ広告や小売店店頭で消費者が正しく「低燃費タイヤ」の理解と、誤認を生じさせないための表示をすることが必要です。

対応例:

### ①(チラシ広告)

表示スペースがある場合は、「低燃費タイヤ」及び「グレーディング」の定義を明りょうに表示して下さい。

### ②(チラシ広告)

表示スペースがない場合は、「低燃費タイヤについては各社のカタログをご覧ください」と表示して下さい。

### ③(店頭表示)

カタログの該当部分のコピーを掲示するなど、「低燃費タイヤ」及び「グレーディング」の説明表示を行って下さい。



その10:  
従来の「エコタイヤ」「エコ」などの用語との使いわけ。

適正表示例:

(チラシ広告、店頭表示、カタログ、HPなど全媒体)

- ①「エコタイヤコーナー」に、「低燃費タイヤ」を含めることは出来ます。
  
- ②逆に「低燃費タイヤコーナー」に低燃費タイヤ以外の要素の「エコタイヤ」を含めることは出来ません。



### ③（カタログ、HPなど）

低燃費タイヤ以外の要素の「エコタイヤ」は、何が、どの程度エコなのか表示して下さい。

### ④（TVCM）

低燃費タイヤ以外の要素の「エコタイヤ」は、少なくとも、何をもってエコなのか、表示して下さい。

### ⑤（チラシ広告）

チラシ広告では、表示スペースがある場合は、低燃費タイヤ以外の要素の「エコタイヤ」については、何をもってエコなのか、表示して下さい。表示スペースがない場合は、「詳しくはカタログをご覧ください」と表示して下さい。



## ⑥(店頭表示)

低燃費タイヤ以外の要素の「エコタイヤ」は、何をもってエコなのか、表示して下さい。(メーカー支給の販促物を掲示することでも代替可能です)

(適正表示例)

エコタイヤ 勢ぞろい!

○○○(商品名) 低燃費タイヤ



△△△(商品名) ライフ性能従来品比UP

□□□(商品名) 天然資源100%エコ対応



その11:

「グリーン購入法適合商品」の基準が「低燃費タイヤ」と同じ基準になりました。今までの「グリーン購入法適合商品」の表示を見直して下さい。

\* 平成22年4月から変更されました。

不適正表示例:

(チラシ広告、店頭表示、カタログ、HPなど全媒体)

- ①「低燃費タイヤ」の基準に該当しない商品に、「グリーン購入法適合商品」等と表示することは出来ません。
- ②「低燃費タイヤ」の基準に該当しないサイズに、「グリーン購入法適合商品」等と表示することは出来ません。
- ③メーカー支給の販売促進ツールを展示している場合は、改訂版が来たら速やかに差し替えて下さい。






## その12:


低燃費タイヤのラベリング制度に該当しないカテゴリーのタイヤに用いる「低燃費」表示との使い分け。

\*ラベリング制度では市販用乗用車用夏タイヤのみが対象です。

### 適正表示例:

(チラシ広告、店頭表示、カタログ、HPなど全媒体)

①小売店は、「低燃費タイヤコーナー」と題する展示コーナーに、ラベリング制度に該当しないカテゴリーのタイヤを展示しない、 と類似したようなマークを付けないなどの配慮をして下さい。

②メーカーは、ラベリング制度の「 低燃費タイヤ」であると一般消費者に混同させてしまうような表現は避けて下さい。

また、ラベリング制度に該当しないカテゴリーのタイヤに「低燃費タイヤ」との用語を使用する場合は、「自社従来品との比較で燃費が向上しています」等の表示をして下さい。



タイヤ公正取引協議会  
問い合わせ: TEL 03-5695-4051  
FAX 03-5695-8182  
<http://www.tftc.gr.jp>

